

僧伽の統制について

——特に懺悔を中心として——

釈 舎 幸 紀

(龍 谷 大 学)

I

現存の律藏文献からサンガを考察するとき、その秩序は戒と律とによって保持されている。そこで、文献に記述するところを整理してみると、禁止的条項からなる比丘の個人的な生活規定と集団的な生活規定に関して⁽¹⁾述べたものであることが知られる。いま、サンガの統制という点から、これらを整理してみると、

(1) 犯罪の禁止

(2) 罪を犯かしてもそれを認めないものへの制裁（懲罰）

(3) 犯罪に対する減罪

の三つの問題に集約されよう。

もっとも、サンガは出家と在家の二重構造をもっているが、律藏の記述は出家者を中心としたものであるから、本稿の立場は出家者におくことにする⁽²⁾。サンガ内の生活は少欲知足の厳格なる修道生活であったが、それは在家者とは異なったもので、生活規定に反することを禁止した。同時にサンガの社会的な信用を得ることと、その維持と秩序を保つための規定でもあった。

そこで、三つの問題をみると、(1)犯罪の禁止は、サンガ内での生活規定に反することを禁じ、世間の非難を受けるような行為を禁じて、サンガの秩序と維持をめざしている。しかし、罪を犯かさないですむならば平和で

あるが、諸種の条件のもとでは罪を犯かさないではおれない。自分で罪を犯かしていないと思っても、罪になっていることすらある。そうした場合は責任をとる必要がある。責任をとらないもの、いいかえれば、(2)罪を犯かしてもそれを認めないものは制裁を受ける。それから懺悔をしなければならない。この懺悔が、(3)犯罪に対する減罪である。減罪は罪をあがなうことを意味するのではなく、責任の所在を明らかにして、個人的には煩悩の発動の防止と断滅を得ることであり、サンガからいえば統制を示すことにほかならない。このことは、出家者が律の規則に対して無条件の尊敬をいただき、それを実践することに真理が存することを認めていた⁽¹⁾からでもある。いいかえれば、出家者の日常生活の基準になるものが戒律であることを示している。

この基準になる戒律が、サンガの純粹性の維持と信者の支持を得るために、サンガの統制上どのようなものであったかを、制裁を中心として検討したい。その方法は、既に学者によって指摘されている研究⁽⁴⁾を整理し、それを手がかりとして懺悔の角度から論じたい。

(1) 律蔵文献には *na bhikkhe* (比丘よ……するなかれ) という禁止的な語をだす経分別と、*anujānāmi* (……を許す) という語がみられる犍度部とがある。

(2) サンガは出家の団体である比丘・比丘尼を指し、沙弥・沙弥陀・式叉摩那・優婆塞・優婆夷を含まない。四衆という場合には比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷をいうが、そのときの「衆」は *pariṣad* (*parisā*) で集会の意味である。この語は *Upaniṣad* 近坐に対する語とされる。したがって、*saṅgha* の語は比丘・比丘尼にしか使われない。

(3) 平川彰「僧伽に於ける制裁の問題」宗教研究 145 号, p. 43

(4) 平川彰「僧伽に於ける制裁の問題」宗教研究 145 号,

平川彰「サンガ給制のための罰則原始仏教の研究, pp. 223-289

佐藤密雄「僧伽に於ける懲罰羯磨」原始仏教教団の研究, pp. 411-480

塚本啓祥「僧伽における法体系の形成」初期仏教教団史の研究, pp. 323-352

II

律蔵文献をみると、āpatti（罪過）を分類して五篇七聚をあげる。この罪に対して科せられる制裁は、犯罪の当人が告白懺悔しないかぎり、比丘戒だけではどうにもならない。たとえば重罪である saṅghādisesa を犯かし parivāsa（別住）を与える場合でも <yesam bhikkhu aññataram vā aññataram vā āpajjitvā yāvatiham jānam paṭicchādeti tāvatiham tena bhikkhunā akāmā parivutthabham⁽¹⁾>の記述が示すように、不本意（akāmā）ではあっても、犯罪の当人が自発的に parivāsa を与えられるように請うのである。

このように罪とわかって、本人が懺悔しないと科せられないという欠点を補うのが、saṅghakamma（僧伽羯磨）による制裁である。そこでは「サンガが欲するならば⁽²⁾」といているが、このことは、サンガの必要に応じて制裁がなされることを示している。したがって、saṅghakamma による制裁は、サンガが強制して与えるものである。

そこで、以上の点をふまえつつ罪に対する罰と制裁とを整理してみると、以下のごとく分類されるだろう。

A. サンガより追放されるもの

1) pārājika—asaṁvāsa（不共住）

B. サンガより制裁を受けるもの

2) saṅghādisesa— $\left\{ \begin{array}{l} \text{parivāsa（別住）} \\ \text{mānatta（摩那埵）} \end{array} \right.$

3) tajjanīyakamma⁽³⁾—tajjanīya

10th saṅghādisesa 破僧違諫学処と 11th saṅghādisesa 助破僧違諫学処とをバックにもち、

- I {
 - 1. 僧伽に於て諍事をなすこと（訴訟・闘諍）
 - 2. 教誡を受けないこと（愚癡・不聰明・多罪）
 - 3. 在家とあり、不随順なる在家と住むこと
- II {
 - 4. 増上戒に於て破戒すること
 - 5. 増上行に於て破行すること
 - 6. 増上見に於て破見すること
- III {
 - 7. 仏を毀訾すること
 - 8. 法を毀訾すること
 - 9. 僧を毀訾すること

の三種の三分を具足する比丘の中⁽⁴⁾、特に I—1. に関することをなすものに対して科せられる。しかし saṅghabheda（破僧）にならない desanāgāmini āpatti（応悔罪）の範囲内のものとする。

4) nissayakamma⁽⁵⁾——nissaya

saṅghādisesa をバックにしているが、これは tajjanīyakamma の三種の三分の中の特に I—2. に関することをなす者、しばしば悪癖をくりかえす者に科す。応悔罪の範囲内のものとする。

5) pabbājaniyakamma⁽⁶⁾——pabbājaniya

13th saṅghādisesa 汚家擯謗違諫処を依りどころとしているが、これは tajjanīyakamma の三種の三分の中の I—3. に関する事、身と語と身語とによってそれぞれ dava（戯楽）・anācāra（非行）・upaghātika（違害）・micchājīva（邪命）を行う者⁽⁷⁾に対して pabbājaniya が与えられる。その範囲は応悔罪のものに科せられる。

6) paṭisāraṇīyakamma⁽⁸⁾——paṭisāraṇiya

pātimokkha（波羅提木叉）のどこにあたるか不明であるが、五分および五類を具足するとき、この kamma によって制裁を科

せられる。五分(五類)⁹⁾というのは、

1. 在家人等の所得無からしめんと企てること
2. 在家人等の不利を企てること
3. 在家人等の住処無からしめんと企てること
4. 在家人等を罵詈譏すること
5. 在家人等と在家人等とを離間せしむること
6. 在家人等に仏を毀謗すること
7. 在家人等に法を毀謗すること
8. 在家人等に僧を毀謗すること
9. 在家人等を輕侮輕蔑すること
10. 在家人等と如法に約して行わざること

であって、これらは在家人に対して迷惑をかけ在家人を怒らせたものに科せられ *paṭisāraṇiya* させるものである。この *kamma* の逆になるものが、*pattam nikkhujjata-kamma* (覆鉢羯磨) をさす。これは在家人が比丘に対して、

1. 比丘等の所得なからしめんと企てること
2. 比丘等の不利を企てること
3. 比丘等の住処無からしめんと企てること
4. 比丘等を毀謗すること
5. 比丘と比丘を離間すること
6. 仏を毀謗すること
7. 法を毀謗すること
8. 僧を毀謗すること

の八分を具足するもの¹⁰⁾に科せられる。確かに *paṭisāraṇiyakamma* の五分(五類)に相対するものであるが、こうしたことを為す在家人の家は *agocara* (非行処)として排除される¹¹⁾。

ここで、 pabbājaniyakamma・paṭisāraṇiyakamma・pattarī
nikkhujjata-kamma によって、サンガが一般社会と関連したも
のであることが知られる。サンガの醜聞・在家人に対する迷惑・
サンガの誹謗を禁じて、サンガの権威を保っている。

7) ukkhepaniyakamma¹²—ukkhepaniya

これには三種あるが、その三種とも基本的には tajjaniyakamma
の三種の三分を具足しながら、罪と認めないものに科せられる。
三種の ukkhepaniyakamma というのは以下の如くである。

(i) āpattiyaṃ adassase ukkhepaniyakamma

(罪を見ざるによる挙罪羯磨)

これは 12th saṅghādisesa 悪性拒僧違諫学処を依りどころとし
ている。

(ii) āpattiyaṃ appaṭikamme ukkhepaniyakamma

(罪を懺悔せざるによる挙罪羯磨)

これも 12th saṅghādisesa を依りどころにしていると考えられ
るが、(i)と(ii)の区別は明確ではない。(i)は罪を犯かしながら認め
ない場合に科せられ、(ii)は罪を認めても懺悔しないときに科せら
れる。

(iii) pāpikāya dīṭṭhiyaṃ ukkhepaniyakamma

(悪見を棄てざるによる挙罪羯磨)

これは 68th pācittiya 悪見違諫学処を依りどころとしており、
仏説に反する邪説をなすものに科せられる。

この三種の ukkhepaniyakamma が科せられると、 <asam-
bhogaṃ saṅghena¹³>というように、 asambhoga (別住) せし
めるのである。しかし適用される範囲は、 adesaṇāgāminī āpatti
(不応悔罪)ではなく応悔罪のものである。

尚、罪を認めない場合には tassapāpiyasikākamma (覓罪相
法羯磨)¹⁴⁾によって制裁を受ける。

- 8) brahmaḍaṇḍa¹⁵⁾—bhikkhūni n'eva vattabbo na ovadi-
tabbo na anusāsita¹⁶⁾

この制裁は pakāsanīyakamma (顯示羯磨)と同じく特殊なもので、話しかけたり、訓誡されたり、教誡されたりすることを禁ずるものである。五分律のみに詳しくでる。

C. 懺悔すれば許されるもの

- 9) nissaggiyapācittiya } —pācittiya
pācittiya

nissaggiyapācittiya の場合は四人のサンガに懺悔し、不正の財物を nissaggiya すべきであり、pācittiya は三人の比丘に懺悔すればよい。

- 10) pāṭidesaniya

一人の比丘に懺悔すればよい。

- 11) sekhiya { dukkaṭa } —dukkata
dubbhāsita

故意の罪のときは一人の比丘に懺悔すれば許される。不故意の罪は心内懺悔でよい。

以上のように罪に対する罰と制裁をあげることができるが、この中、個人に懺悔することによって許されるものは、サンガより制裁を受けるのではない¹⁷⁾。pārājika を犯かしたものは不共住 (asaṁvāsa) としてサンガから追放され、出家者の資格を失うので除外してよい。実際にサンガの統制を受けるのは, saṅghādiṣesa を犯かすことによって parivāsa と mānatta の制裁を科せられるものと, saṅghakamma (僧伽羯磨)によって処置されるものとである。その具体的な内容は、前者の場合 parivāsi-

kakandhaka (別住健度)に詳述されている。後者の運用法は、特殊なものを除いて kammakkhandhaka (羯磨健度)に詳述されている。それらの因縁・対象・行法については、既に学者によって論じられいる⁸⁸のでふれない。ここでは、パーリ律を中心として主題にそうように必要なもののみを取りあげ、繁雑を避けた。

- (1) Suttavibhaṅga, p. 186, 南伝, 第一巻, p. 309, 長井真琴「戒律の根本」pp. 15-16
- (2) Cullavagga I, 1 の kammakkhandhaka (南伝, 第四巻)の中に記す。
- (3) 苦切羯磨をいう。tajjaniya というのは「呵責されるべき」という意であって、漢訳では苦切羯磨(南伝, 十誦), 呵責羯磨(四分・五分), 折伏羯磨(僧祇)と訳されている。
- (4) Cullavagga 1, 4, 南伝, 第四巻, p. 6
- (5) 依止羯磨をいう。nissaya というのは「依止の, 依る」という意で、悪癖を矯正するために清淨比丘に依止することをいう。四分・十誦には記述するが、五分・僧祇では他所に併述されている。
- (6) 驅出羯磨(南伝, 十誦)。pabbājaniya は「…から追放されるべき」の意であって、擯出羯磨(四分)と訳されるが、五分・僧祇はこの羯磨はなく、他の所に述べられている。
- (7) Cullavagga I, 14-1, p. 13, 南伝, 第四巻, pp. 19-20。
尚, tajjaniya, nissaya, pabbājaniya の羯磨に説かれる三種の三分については Vinaya Text, Part II, p. 353, Note 2 によると Buddhaghosa が羯磨に与える対象を明確に区別している。
これは「若し欲せば」の六事とする。pabbājaniyakamma はこの六事に戯樂等の四種に時が増加されていると kammakkhandhaka の摂頌にはいう。
- (8) 下意羯磨。paṭisāraṇiya は「許しを乞うべき」という意、遮不至白衣家羯磨(四分)・発喜羯磨あるいは俗人発喜羯磨(僧祇)と訳す。他はすべて下意羯磨とする。
- (9) Cullavagga I, 20-1, pp. 18-19, 南伝, 第四巻, pp. 26-27 五分と五類の計 20 は「もし欲せば」の 20 事といい, tajjaniyakamma の三種の三分に加えられたもので, kammakkhandhaka の摂頌には「不利・毀譽の二十の過慢は patisāraṇiyakamma の加増語なり」という。
- (10) Cullavagga V, 20, 3-6, 南伝, 第四巻, pp. 191-193.

- (11) Cullavagga VIII, 1-2 南伝, 第四卷, pp. 318-323 の vattakkhandhaka (儀法健度)に示す。
- (12) Cullavagga I, 25-35, 南伝, 第四卷, pp. 30-40。
- (13) ukkhepaniyakamma の別住は asambhoga であるが, これは英訳では He shall not eat or dwell together with the Saṅgha となっており, 平川彰博士は「法食をしないこと」とっておられる。これは pārājika の asaṁvāsa ではなく, saṅghādisesa の parivāsa と同じものと考えられる。parivāsa を受けた比丘は厳しい行法によって謹慎するが, ukkhepaniyakamma の asambhoga も厳しい行法 (sammā-vattanā) を守らねばならないとする。
- (14) 佐密藤雄博士, I の註④の pp. 329-340。これは教誡譴事の静法の一つ。S. Dutt: Buddhist monks and Monasteries of India, p. 89 をみよ。尚, suttavibhaṅga に記述するものの中で, この場合のみ懺悔しなくても, サンガによって制裁を受けるという。
- (15) Cullavagga XI, 1-12-15, 南伝, 第四卷, p. 434, Mahāparinibbānasuttanta (DN., no. 16) VI, 4, (南伝, 第四卷, p. 142), 五分律, 第三十卷。(T. 22. 192a)。なお, 顯示羯磨は saṅghabhedakamma (破僧健度)にあるが, 漢訳の律にはなく, 特殊なものといえる。
- (16) Mahāsaranihbānasuttanta (DN., no. 16), p. 154, 南伝, 第七卷, p. 142。五分律によると不共語法で話しがけることを禁ずるものであるかを知られる。
- (17) Suttavibhaṅga に記されるものは比丘の個人的生活規定であって, 懺悔のみで許される場合は, サンガ全体で問題とする必要がないからである。
- (18) I の註④にあげる研究書に詳述される。

III

IIの罪に対する罰と制裁について, われわれが知りえることは, 以下のごとくである。

戒律にふれる罪を犯かしたら, 自発的にその罪をサンガあるいは個人の比丘に懺悔しなければならない。懺悔によって, 滅罪を得て清浄になるということが基本である。したがって, 波羅提木叉の読誦のとき <…yassa siyā āpatti so āvikareyya asantiyā āpattiya tuṇhī bhavitabbaṁ⁽¹⁾> と繰り返えし呼びかけるのは, 罪を犯かしたものが告白懺悔しなければサンガは何もできないからである。そのために, 自から罪を犯かしたことを

認めるときだけでなく、他の比丘が罪を犯かしたとき、その本人につけて懺悔させる。その場合、根拠のないのに *pārājika* を説くこと (8th *saṅghādisesa*)、本人には関係のないのに、類似している点を取りあげて重罪におとし入れること、(9th *saṅgha*.)、根拠のないのに *saṅghādisesa* を説くこと、(76th *pācittiya*)、他の比丘の重罪を知りながらそれをかくすこと(64th *pācittiya*)⁽²⁾を厳しく禁じている。それは、他の比丘を理由なく罪におとし入れることを禁ずるためである。

次に重罪を犯かしたとき、告白懺悔して制裁を受けねばならない。重罪は波羅夷と僧残であるが、*pārājika-āpatti* は不共住で、同一羯磨・同一説戒にて共に学修すること⁽³⁾なく、サンガより追放され比丘の身分を失い、サンガの中に再在することはできない。*saṅghādisesa-āpatti* は犯かした罪を懺悔し、*parivāsa* あるいは *mānatta* を受けて謹慎し、サンガの同意を得れば復帰できる。したがって、サンガの統制上自発的に懺悔しその制裁を受ける場合は、*saṅghādisesa* ということになる。しかし、この罪は懺悔によって滅除されない罪 (*adesanāgāminī āpatti*) であるから、懺悔だけですむのではない。また、非教誡罪にあたり、教誡ですむのではなく事実上の制裁を受ける。

サンガから制裁を受けた比丘は、反省が認められれば許されるが、その反省の根底には懺悔がなければならないから、制裁は懺悔を起こさせる手段といってもよい。しかし、懺悔には自発的な懺悔と強制的な懺悔とがあるが、罪を犯かしてもそれを認めて罪に服するものと、それを認めないものとは、対処の仕方が異ってくるのは当然である。

サンガが強制して比丘に与える制裁は、強制的な懺悔ということになる。罪を懺悔すれば出罪できる範囲をこえ、不応悔罪に発展するようとき、僧権を停止し *saṅghādisesa* の制裁に近い別住 (*asambhoga*) を与え、その反省を求める。懺悔すべき罪は懺悔せしめ、ただすべき悪癖はただして

pakatatta-bhikkhu⁽⁴⁾(清浄比丘)になるように処置する。罪を認めなかったり、懺悔しなかったり、仏説に反する邪説を唱える者にも別住 (asambhogā) して、懺悔出罪するまで従がわせる⁽⁵⁾。しかし、重罪を犯かしたものは適用されない。

ここで問題になるのは、サンガの平和を乱したり、あるいはこのことを教唆援助したりする者に対してなされる samanubhāsanā (諫告)⁽⁶⁾の規定である。サンガによって諫告されても認めないときは、僧残の別住を与える。

ところで、saṅghakamma によって制裁を受ける場合、それぞれの羯磨の対象は次のごとくなっている。

tajjanīyakamma——10th・11th saṅghādisesa を依りどころとする。

nissayakamma——saṅghādisesa をバックにする。

pabbājānīyakamma——13th saṅghādisesa を依りどころとする。

ukkhepanīyakamma

āpattiyaṃ adassase u-——12th saṅghādisesa を依りどころとする。
āpattiyaṃ appaṭikamme u-——とする。

pāpikāya diṭṭhiyaṃ u-——68th pācittiya を依りどころとする。

これによると、pātimokkha に根拠のあるものと、どこにあるか明確にできないものとが知られる (IIを参照)。pātimokkha に根拠をもったものは、saṅghādisesa の諫告にあたるものをそのバックにしている。saṅghakamma の制裁は応悔罪の範囲内のものであって、不応悔罪には及ばない。tajjanīyakamma は鬪諍を禁ずるもので、呵責されるべきものに対する処置である。nissayakamma は悪癖をただすために pakatatta-bhikkhu に依事すべきものである。pabbājānīyakamma は在家者の信心を汚すときに科せられ、サンガより駆出される。ukkhepanīyakamma を犯かすときは、犯罪不認、不懺悔、邪説を唱えるものに対する処置である。

しかし、これらの saṅghakamma (僧伽羯磨)が実際に運用されるとき、平川博士の不見罪羯磨への主点のおき方や佐藤博士の指摘などからして、ukkhepaniyakamma は不応悔罪にも及んだのではないか。ある意味では saṅghādisesa-āpatti は不用になったのではないか。ある意味というのは、「悪性拒僧違諫学処や悪見違諫学処が強制力を弱めた時に、それに代るものとして、この挙罪羯磨が登上したと考えられるが、然し、この挙罪羯磨が成立すると俱に僧残等はこれに取って代ったと考えられる⁽⁸⁾」といわれるからである。その理由としては、

1. saṅghādisesa の場合は二十人の比丘に出罪 (abhāna) しなければならないが、saṅghakamma は四人あれば可能であること。
2. saṅghādisesa は重罪であっても、当人が請わぬ限り、サンガは何も出来ないが、saṅghakamma はサンガの強制力が必要なときには与えられたこと、しかも saṅghakamma の処置は僧残の別住に近い厳格な規定であったこと⁽⁹⁾。
3. サンガ成立の条件は四人の比丘があればよく、諍論が生じ意見を異にすると新たなサンガを作ったこと⁽¹⁰⁾。

などによって知られる。

次にサンガの統制は、サンガの内外に及んでいたと考えられる。サンガの中での重罪は追放と交際の停止であるが、交際の停止を受けるのは、

pabbājaniyakamma—pabbājaniya

paṭisāraṇiyakamma—paṭisāraṇiya

pattaṃ nikkujjata-kamma—pattaṃ nikkujjata

である。pabbājaniyakamma は一般社会と関連した醜聞をなすものに科し、在家者に迷惑をかけると paṭisāraṇiyakamma によって謝罪せしめ、許しを乞わしめる。これと逆の場合が在家者に対して覆鉢をする。これらはサンガの社会的な意味が問題とされているが、その根底にはやはり懺悔

があると考えられる。

以上のごとくサンガの統制を懺悔という角度から考察してきたが、それは制裁をすることが目的なのではなく、サンガの平和や名誉が保たれ、正法久住することを願ったからである。制戒十利に如実に示されることが実践されるためであった。こうした懺悔は、菩薩戒及び悔過法ではどのように受けとめられたのかを考える基礎といえよう。

- (1) 長井真琴「戒律の根本」p.1, 南伝, 第五巻, 「波羅提木叉」p. 1 には「罪あるものは発露(懺悔)すべし, 罪なきものは黙然たるべし」とある。
- (2) 8th saṅghādisesa は無根重罪謗他学処, 9th saṅghā- は仮根謗学処, 76th pācittiya は毀毘尼戒, 64th pācittiya は覆他僇罪学処。
- (3) Suttavibhaṅga I, p. 28, 南伝, 第一巻, p. 44.
- (4) pakatatta は英語では regular とする。これは戒律に服するという意であるが、それを清浄と訳してある。
- (5) 佐藤密雄, 前掲書(Iの註④)の要点。
- (6) 諫告法は三度までに認めれば, pācittiya-āpatti であるが、三度してもやめないと saṅghādisesa-āpatti となる。
- (7) pāpikāya dīṭṭhiyā ukkhepaniyakamma のみが pācittiya を根拠としていることについては、平川彰, 前掲書(Iの註④)に述べられている。
- (8) 佐藤密雄, 前掲書, p. 468 参照のこと。塚本博士は、サンガを統制する律の体系化と平行して、サンガの機能を統轄するサンガ羯磨が発達したといっておられるが、これらも推定の根拠とする。(初期仏教教団史の研究, p. 345 とその註④)。
- (9) 僧残の別住の方がはるかに厳しいものであることが知られる (Iの註④の研究書を参照のこと)。
- (10) Mahāvagga IX, 41, 南伝, 第三巻, p. 555。

追記

平川彰博士, 土橋秀高教授にはいろいろと御教示をいただき謝意を申し述べます。

